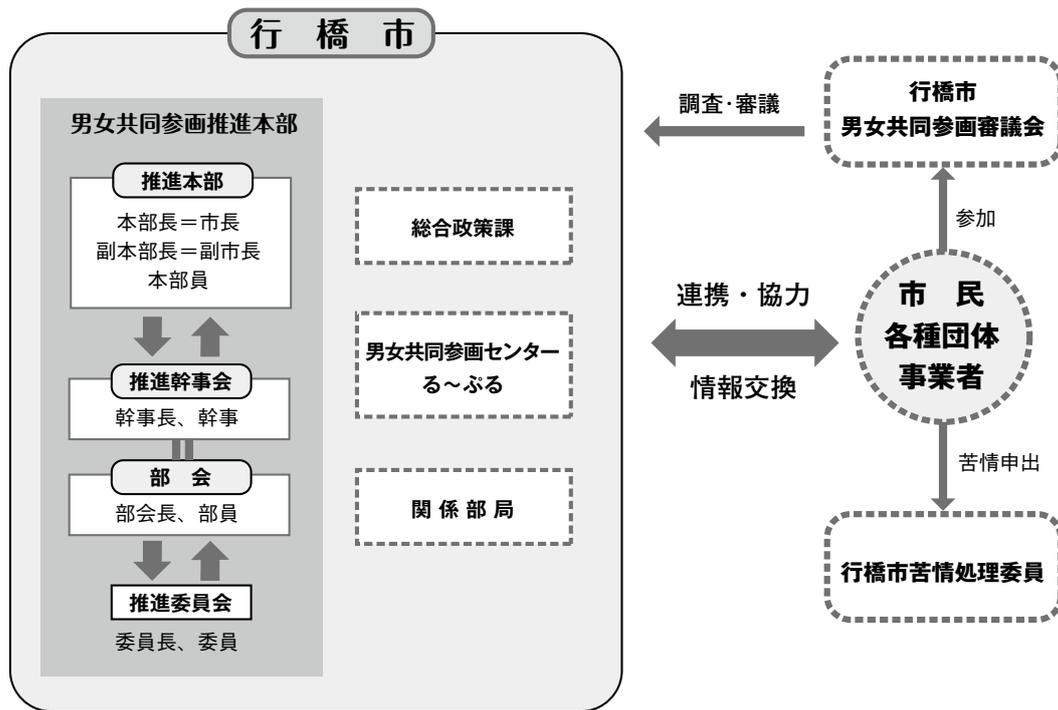


●●● 第4章 ●●●

計画の推進体制

● 計画の推進体制 ●

本計画で掲げる市の将来像「ともに支え 認め合い だれもが活躍できるまち ゆくはし」の実現に向け、行橋市では男女共同参画推進本部を組織しています。市民や各種団体および事業者との連携のもと、庁内の推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握および審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していきます。



庁内推進体制

(1) 男女共同参画推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、教育長、各部長により構成される。男女共同参画社会の実現に係る基本方針や重要事項など、計画の総合的な推進を行う。

(2) 男女共同参画推進幹事会

総合政策課長を幹事長とし、各課長により構成される。庁内における関係機関との連絡調整など、男女共同参画社会の実現に係る計画や施策等の具体的な推進を行う。幹事長は、専門的事項について調査および検討するため、必要に応じて幹事会に部会をおくことができる。

(3) 男女共同参画推進委員会

各部、外局機関、消防本部から推薦されたもので構成される。推進幹事会の補助機関として、男女共同参画社会の実現に係る調査および研究や啓発など、必要な事項の推進を行う。

計画の推進に関する事業**1. 拠点施設の充実****(1) 男女共同参画センターの充実**

番号	事業内容	担当課	
1	男女共同参画センターの充実	計画の総合的な推進のため、拠点施設として誰もが平等に参画できる男女共同参画センターの充実に努めます。	総合政策課 男女共同参画センター

2. 計画の進行管理**(1) 計画の進行管理および総合調整**

番号	事業内容	担当課	
2	計画の進行管理および進捗状況の評価と報告	各課との連携のもと、計画に基づく各施策の進捗状況の評価と報告を行い、計画の周知を図ります。また、定期的な事業の見直しにより施策の充実に図ります。	総合政策課 男女共同参画センター

3. 庁内の推進体制**(1) 庁内推進体制の整備**

番号	事業内容	担当課	
3	推進体制の充実・連携強化	庁内において「男女共同参画推進本部」および「男女共同参画推進幹事会」の連携を深め、計画の積極的推進を行います。また、国・県ほか関係機関と連携し、協力体制をつくります。	総合政策課 男女共同参画センター 全課
4	男女共同参画審議会の運営	男女共同参画社会の形成に関する重要事項を調査・審議し、提言を行います。	総合政策課 男女共同参画センター
5	男女共同参画研修の実施	市職員が男女共同参画に敏感な視点を養うことができるように、職階層別の現状・課題を把握した上で、計画的な研修の実施を進めます。	総合政策課 男女共同参画センター 総務課

番号	事業内容	担当課	
6	女性職員の登用・参画促進	市職員の職務・管理職登用において、職場環境の整備や女性職員の育成に努め、個人の意欲や能力に応じて職員の登用を進めます。	総務課 全課
7	相談窓口の充実	市職員等へのセクシュアル・ハラスメントの相談窓口の周知を推進し、相談体制の充実を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 総務課 指導室
8	市民の多様な相談への対応	様々な問題を抱える女性の相談に対して、関係各課および関係機関と連携を図ります。また、相談窓口(☆)などの情報提供を行います。 ☆P 60 ～を参照	総合政策課 男女共同参画センター 人権政策課 地域福祉課 子ども支援課 指導室 介護保険課 企業立地課 商業観光課
9	適切な情報発信の推進	男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。また、市発行の刊行物についての公的広報のガイドラインを作成します。	総合政策課 男女共同参画センター 全課

4. 男女共同参画に関する調査

(1) 男女共同参画に関する調査

番号	事業内容	担当課	
10	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識や行政へのニーズなどの実態を把握するため、市民を対象とした意識調査を定期的に行います。	総合政策課 男女共同参画センター
11	市職員等に対する意識調査	市職員等の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、市職員・教職員を対象とした意識調査を定期的に行います。	総合政策課 男女共同参画センター

5. 男女共同参画に関する苦情

(1) 苦情処理制度^(※)の活用

番号	事業内容	担当課
12	苦情処理制度の周知・活用促進	男女共同参画に関する苦情処理機関である「男女共同参画苦情処理委員」の周知を促進し、市民からの苦情へ適切に対応します。
		総合政策課 男女共同参画センター

目標指数

(※第5次行橋市総合計画による)

指標名	単位	平成26年度(実績)	平成28年度(目標)
男女共同参画センター登録団体数	団体	15	30
市職員のうち女性管理職の割合	%	3.8	15.0

各種相談窓口 一覧

(平成 27 年 3 月作成)

○生活全般

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
心配ごと相談	月～金	13時～16時	ウイズゆくはし (中津熊501) ※弁護士相談は、「心配ごと相談」の後、市内の方のみ利用可。	行橋市社会福祉協議会 0930-23-1111 (電話相談は不可) ※弁護士相談については要予約
弁護士相談	第2水曜	13時～16時半		
行政相談	第2木曜 (※弁護士相談日の翌日)	13時～16時		
行政書士市民相談会 (遺言・相続・成年後見等)	第4水曜	10時～16時	市役所内	福岡県行政書士会 092-641-2501
市税・国保税の納付、納税相談等	第2・4木曜	夜間窓口 (20時まで)	市 収納課	0930-25-9699
後期高齢者医療保険料の納付、相談			市 国保年金課	0930-25-9722
年金出張相談	第1木曜	10時～12時 13時～15時半	行橋商工会議所 (中央1-9-50)	小倉南年金事務所 093-471-8873 ※予約制
消費生活相談	月～金	9時～17時	行橋市広域消費生活センター (西宮市2-1-39)	0930-23-0999

○子育て相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
(子育ての相談・講座・サークル活動など) ・行橋市子育て支援センター	※毎月の行事は、15日発行の市報とSunちゃんだよりをご覧ください。その他詳細は、センターへお問い合わせください。		中津熊501 (ウイズゆくはし内)	0930-25-5488
(子どもの発達相談など) ・行橋京都児童発達相談センター ポルト	月～金 (※土は事前予約の受付のみ)	8時半～17時	東大橋2丁目9-1 (行橋京都メディカルセンター内)	0930-25-7720 ※予約制
子育て相談、虐待に関する相談	月～金	8時半～17時	市 子ども支援課 (子育て支援係)	市 子育て支援係 0930-25-1111 (内線1183、1184)

○母子・父子・寡婦相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
母子・父子・寡婦相談	月～金	8時半～17時	市 子ども支援課 (児童家庭係)	市 児童家庭係 0930-25-1111 (内線1182)
			京築保健福祉環境事務所 (中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎 別棟)	0930-23-2970

○高齢者相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
高齢者に関する総合的な相談	月～金	8時半～17時	市 介護保険課	市 高齢者支援係 0930-25-1111 (内線1174)
(高齢者総合相談)			中央1丁目1-1 (市役所 介護保険課内)	0930-25-1111 (内線1175)
・行橋市総合相談支援センター			門樋町2-11	0930-23-8222
・今元 高齢者相談支援センター			稲童3929-2 (特別養護老人ホーム 石並園内)	0930-22-1010
・仲津 高齢者相談支援センター			東徳永339-1 (新田原聖母病院内)	0930-26-1180
・泉 高齢者相談支援センター			北泉3-3-3 (丸和 行橋サン・パル内)	0930-23-6000
・中京 高齢者相談支援センター			中津熊501 (行橋市社会福祉協議会内)	0930-23-5616
・長峽 高齢者相談支援センター			門樋町2-11	0930-23-8236
認知症相談	月～金	8時45分 ～17時半	福岡県認知症医療センター (北泉3丁目11-1)	0930-25-2184

○障害者相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
障害者相談	月～金	8時半～17時	市 障がい者支援係	基幹相談支援センター 0930-25-1111 (内線1154)
			・行橋市社会福祉協議会 障害者生活支援センター夢のつばさ	0930-25-5534
			・特定非営利活動法人 夢風船	0930-26-7960

○健康づくり

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
(健康相談) 保健師・管理栄養士による健康相談	月～金	8時半～17時	市 健康づくり推進係	市 健康づくり推進係 0930-23-8888 ※予約不要

○労働相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
(就労相談) 子育て女性就職相談	第1水曜 (※祝日の場合は翌週の水曜に開催)	10時～15時	行橋市男女共同参画センターる～ぶる (中央1丁目1番2号 市民会館別館2階)	子育て女性就職支援センター 093-571-6440 ※要予約
若者向け就労相談窓口	第2・3・4 金曜	10時～17時	市 企業立地課	北九州若者サポートステーション 093-512-1871 ※原則予約制
(職場でのハラスメントなど労働問題全般) 出張労働相談	第4月曜 (※11月・12月・2月のみ 第3月曜)	17時～20時 (受付19時まで)	行橋公民館 (西宮市2-1-7)	福岡県北九州労働者支援事務所 093-592-3516
労働相談	月～金	8時半～ 17時15分	行橋労働基準監督署 (中央1丁目12-35)	行橋総合労働相談コーナー 0930-23-0454

○人権相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
人権相談	月・水・金	9時～16時	福岡法務局 行橋支局 (大橋2丁目22-10)	福岡法務局行橋支局 0930-22-0476

○DV相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
女性相談	月～金	9時～16時	市役所内	0930-25-1124

○児童・生徒相談

各種相談	相談日	相談時間	相談場所	予約・問合せ
児童・生徒相談	月～金	8時半～17時	市役所内 児童・生徒相談センター	0930-25-0119